

第107回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成29年3月21日（火）10:00～10:45

2 場 所 中央合同庁舎第7号館（金融庁）12階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、
関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第101号の答申「労働力調査の変更について」
- (2) 諮問第103号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第101号の答申「労働力調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から資料1に基づき、部会での審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

- (2) 諮問第103号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料2に基づき説明が行われ、審議はサービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 本調査の諮問については、当初、「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当するのではないかという印象を持ったが、本日の説明を聞き、また、様々な判断があって諮問されたことは理解した。ただし、軽微な事項に該当する範囲の運用について、今後、委員及び調査実施者の負担軽減という観点からも検討していただきたい。
- 今回の案件については、集計事項、提供する情報を削減するという内容が含まれていたことから、委員会として、その適否を確認しておく必要があると考え、諮問案件として取扱うこととした。コストベネフィットの観点から、表章する詳細な集計を整理すること自体は適当であると考え、集計事項の整理という変更は今後もあり得るところであり、その際、どのような観点からの確認が必要であるのかという点も、議論していただければと考えている。
- ・ 調査票の冒頭にある報告者向けの注意事項の中に、「報告者に利害関係を生じるような目的に使用されることはありません。」との記載があり、一般的に見られる秘密保護に関する記載内容と異なっていると思われる。他の企業対象の統計調査における記載ぶりと整合性も含め、議論してもらえればと思う。
- 確かに微妙な表現ではあるので、統計調査全体の整合性という観点から、議論してもらえればと思う。
- ・ 「有形固定資産の当期除却額」を「有形固定資産の当期減少額」とする調査事項の変更自体は結構だと思うが、報告者に混乱を生じさせないためにも、法人企業統計調査等、他の統計調査における取扱いも含め、確認をしていただきたい。

(3) その他

- ① 学校基本調査に係る軽微変更について、文部科学省から参考4に基づき説明が行われた。
主な発言は以下のとおり。
 - ・ 平成29年度の学校基本調査（以下「本体調査」という。）において、中学校卒業生の就業者を正規・非正規別に把握することが困難な理由として、システム変更が難しいことを挙げているが、今後、システムを構築するときにはできるだけ柔軟性のある形で設計していただくことが望ましい。今回の対応では、平成29年度は本体調査ではなく付帯調査として別に調査を実施して把握することになるので、その分だけコストと時間がかかる。また、本体調査の速報値の結果を基に、付帯調査の調査対象を決めることから、確報値と異なり、いくつかの学校が調査対象から抜けることもある。今回の対応は予算面などから、やむを得ないことは理解できるが、望ましい形とは言いがたいので、今後、早めに本体調査での対処をお願いしたい。
- ② 国民経済計算体系的整備部会について、宮川国民経済計算体系的整備部会長から資料3に基づき説明が行われた。
主な発言は以下のとおり。

- ・ 課題が多岐にわたっているので、細かい点について後で気づいたことがあれば部会にフィードバックしてもらいたい。また、調査や検証は、実施して終わりではなく、その結果、問題が生じていれば対応策を考えるというフォローアップが大切で、部会でもその姿勢がきちんと示されたという点は重要。なお、他の検討会議などから追加的な論点が出て来る可能性もあるので、その際には柔軟に対処をお願いしたい。

③ 統計法遵守状況に係る一斉点検に関して、事務局（統計審査官室）から進捗状況について口頭説明があった。

④ 次回の統計委員会は、4月20日（木）10時から開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>